

輪島市監査公表第 49 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、  
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年12月8日

輪島市監査委員 渕 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成26年11月28日（金） 会計課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から10月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 会計課においては、毎年、全課の出納事務検査を実施している。現金・預金通帳の管理体制について、指摘となった部署があるなどの状況が伺われた。出納簿の作成（決裁）・関係書類（納品書・領収書等）の保管など、安全確実な体制の下、事務が執行されるよう厳格な指導をお願いする。
- 「予算の執行事務が法令等を順守し正しくなされているか」について、厳正な審査を行い、指導するとともに、正確かつ迅速な会計事務の執行をお願いする。
- 公金の管理については、情報収集により効率的な管理・安全で効果的な運用に努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。